# 仮設建築物の許可申請に係る 手続きフローについて (建築基準法第 85 条・87 条の 3)

令和5年2月

滋賀県土木交通部 建築課建築指導室

## 目次

1.	はし	<b>ごめに</b>	2
2.	仮記	设建築物の種類と必要な手続きについて	3
	(1)	仮設建築物の種類	3
	(2)	仮設建築物の手続きフロー	5
	(3)	申請書の作成	10
( <del></del>	参考)	事前相談チェックリスト	11
(ž	>考)	仮設建築物の緩和条文一覧	12

#### 1. はじめに

仮設建築物とは、災害時に建築する応急仮設建築物や臨時的に建築する仮設興行場等のことをいい、建築基準法(以下「法」という。)第85条に定められています。また法第87条の3において、既存建築物の用途を変更して一時的に仮設建築物として使用する場合の規定も定められています。これらの仮設建築物は、種類に応じて許可手続きが定められていますので、事前に必要な手続きを確認してください。

なお、この解説は滋賀県が特定行政庁となる区域を対象としていますので、その他の区域 (大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市)につきましては、各 市にお問合せください。

### 2. 仮設建築物の種類と必要な手続きについて

#### (1) 仮設建築物の種類

仮設建築物の種類とその許可の要否を表1で示しています。手続きの流れについては、「(2) 仮設建築物の手続きフロー」を確認してください。

表1 仮設建築物の種類と許可の要否について

表1 仮設建築物の種類と許可の要否について				
条項	概要	許可の要否		
法第85条第1項	応急仮設建築物	不要		
に定める建築物	・国、地方公共団体または日本赤十字社	ただし、建築工事を完了		
	が災害救助のために建築するもの**	した後 <u>3月を超えて存続</u>		
	・被災者が自ら使用するために建築する	<u>させようとする場合</u> 、そ		
	もので延べ面積が 30m² 以内のもの**	の超えることとなる日前		
		に <u>許可を受ける必要があ</u>		
	※非常災害区域等内かつ防火地域外にあ	<u>る。</u> 【図2】		
	って、災害発生日から1月以内にその			
	工事に着手するものに限る。			
法第85条第2項	災害があつた場合において建築する公益	不要		
に定める建築物	上必要な用途に供する応急仮設建築物	ただし、建築工事を完了		
		した後 <u>3月を超えて存続</u>		
		させようとする場合、そ		
		の超えることとなる日前		
		に <u>許可を受ける必要があ</u>		
		<u>る。</u> 【図2】		
	工事を施工するために現場に設ける事務	不要		
	所、下小屋、材料置場その他これらに類す			
	る仮設建築物			
法第85条第6項	仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗そ	要		
に定める建築物	の他これらに類する仮設建築物	工事着手前(確認申請		
		前)に、許可を受ける必		
		要がある。【図3】		

斗/数 OF /2 /5 /2 元	国際的な担性の人業よれい数けるの思う	
法第85条第7項	国際的な規模の会議または競技会の用に	要
に定める建築物	供することその他の理由により一年を超	工事着手前(確認申請
	えて使用する特別の必要がある仮設興行	前)に、建築審査会の同
	場等	意を得て許可を受ける必
		要がある。【図4】
法第 87 条の 3 第	災害救助用建築物※	不要
1項に定める建	(建築物の用途を変更して、住宅、病院	ただし、用途の変更を完
築物	その他これらに類する建築物で、国、地	了した後 <u>3月を超えて使</u>
	方公共団体または日本赤十字社が災害救	用しようとする場合、そ
	助のために使用するもの)	の超えることとなる日前
		に、許可を受ける必要が
	   ※非常災害区域等内かつ防火地域外にあ	ある。【図2】
	って、災害発生日から1月以内に当該	
	用途の変更に着手するときに限る。	
   法第 87 条の 3 第	公益的建築物	不要
2項に定める建	公皿の産業の   (災害があつた場合において建築物の用	<u>                                   </u>
築物	途を変更して、学校、集会場その他これ	プレた後3月を超えて使
<del>米</del> 物	めて変更して、子校、架芸物での他これで	用しようとする場合、そ
	築物として使用するもの) 	の超えることとなる日前
		に、許可を受ける必要が
		<u>ある。</u> 【図2】
NI tota - to - tota		
法第87条の3第	興行場等	要
6項に定める建	(建築物の用途を変更して、興行場、博	用途の変更を行う前に、
築物	覧会建築物、店舗その他これらに類する	許可を受ける必要があ
	建築物として使用するもの)	る。【図3】
法第87条の3第	特別興行場等	要
7項に定める建	(建築物の用途を変更して、国際的な規	用途の変更を行う前に、
築物	模の会議または競技会の用に供すること	建築審査会の同意を得て
	その他の理由により一年を超えて使用す	許可を受ける必要があ
	る特別の必要がある興行場等として使用	る。【図4】
	するもの)	

#### (2) 仮設建築物の手続きフロー

仮設建築物に関する手続きフローを図1に示しています。災害時の応急仮設建築物等と 平常時の仮設興行場等では、必要な手続きが異なりますので、許可の申請時期に注意して ください。詳細な許可手続きについては、図2~図4を確認してください。

許可申請を行う場合は、事前にご相談ください。相談の際は、巻末に「(参考)事前相談チェックリスト」、「(参考) 仮設建築物の緩和条文一覧」を掲載していますので、ご活用ください。

#### ①災害時の応急仮設建築物等

(法第85条第1項・第2項、法第87条の3第1項・第2項) 存続期間が3月を超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受ける必要がありま す。また許可された存続期間を超えて延長しようとする場合は、延長の許可申請を行い、 その期間内に延長の許可を受ける必要があります。

#### ②仮設興行場等について

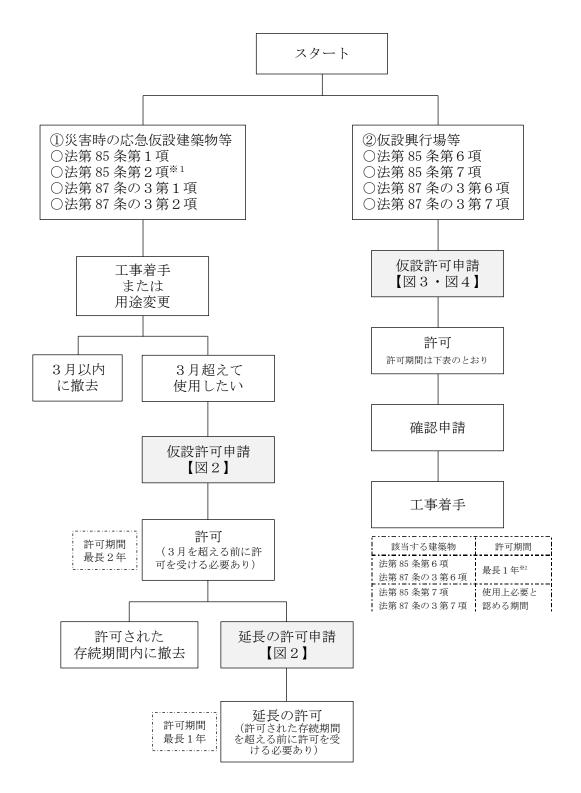
(法第85条第6項・7項、法第87条の3第6項・第7項)

仮設興行場や博覧会建築物などの仮設建築物については、工事着手する前に、または既存 建築物の用途を変更し、仮設建築物として使用する前に、仮設許可および確認申請の手続き を行う必要があります。

これらの仮設建築物については、原則1年以内の存続期間として許可されることになりますが、国際的な規模の会議など1年を超えて使用する特別の必要がある場合は、建築審査会の同意を得て、使用上必要と認める期間で許可を受ける必要があります。

#### ③その他の建築物について

①および②に該当しない建築物については、通常どおり確認申請の手続きを経て工事着手することになります。災害時に建築物を建築しようとする場合であっても、法第85条第1項または第2項に該当しない建築物については、工事着手前に確認申請を行う必要がありますので、注意してください。



- ※1法第85条第2項に定める建築物のうち、工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物を除く。
- ※2建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の 仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間

図1 仮設建築物の手続きフロー

(法第85条第1項・第2項、法第87条の3第1項・第2項)

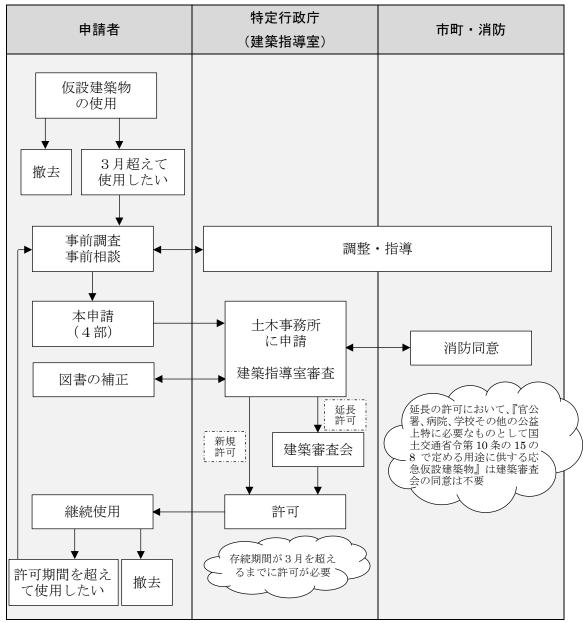


図2 手続きフロー(災害時の応急仮設建築物等)

(法第85条第6項、法第87条の3第6項)

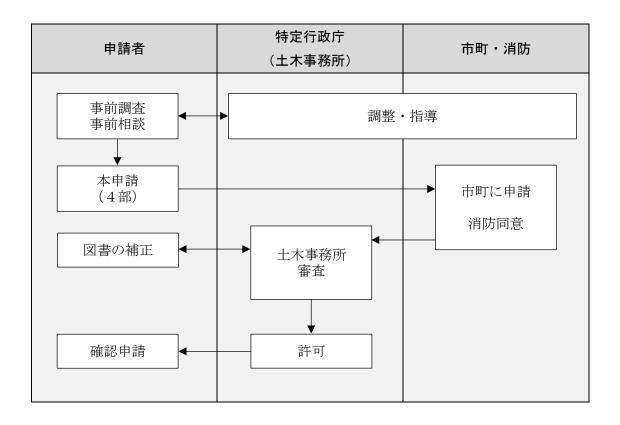


図3 手続きフロー(仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等)

(法第85条第7項、法第87条の3第7項)

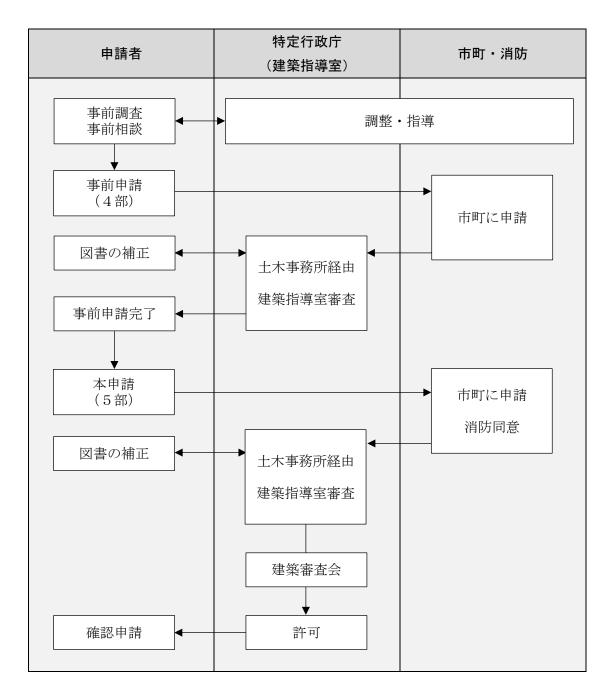


図4 手続きフロー(国際的な規模の会議・競技会の仮設興行場等)

#### (3)申請書の作成

許可を受けようとする者は、表2に掲げる図書を添えて、図2から図4のフローのうち 該当する受付機関に提出してください。

本申請時の手数料は、「滋賀県使用料および手数料条例」で金額を確認の上、滋賀県収入証紙を申請書に貼付してください。事前申請については不要です。なお、法第85条第1項・第2項、法第87条の3第1項・第2項に定める災害時の応急仮設建築物等については、本申請時も手数料は不要です。

表2. 添付図書について

No.	図書の種類
1)	許可申請書(仮設建築物等) - 第四十四号様式 (事前申請の場合は表題右に『(事前)』と標記したもの。)
2	委任状 (代理者によって申請を行う場合に限る。)
3	理由書
4	付近見取図
(5)	配置図
6	各階平面図
7	二面以上の立面図
8	主要断面図
9	その他(事前相談および審査により必要とする書類) 注)法第20条が適用される仮設興行場等のうち、法第6条第1項第四号以外の建築物については、構造詳細図や構造計算書などが必要となります。 注)当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支障がないことがわかる資料を添付してください。

#### 付 則

1 この手引きは、令和5年2月1日から施行する。

## (参考) 事前相談チェックリスト

## 事前相談票

事前相談票 下記の項目について記入し、計画概要を示す図面等をご準備ください。			審査側記入欄
	相談者 氏名等	会 社 名 : 担当者名: 連 絡 先 :	
	建築主 氏名		
	相談地 地名地番		
4.	都市計画区域等	都市計画区域 □内 □外 □市街化区域 □市街化調整区域 □非線引き 用途地域 ( ) その他の区域( )	
	仮設建築 物の該当 条文	□法第 85 条第 1 項 □法第 87 条の 3 第 1 項 □法第 85 条第 2 項 □法第 85 条第 5 項 □法第 85 条第 6 項 □法第 85 条第 6 項 □法第 85 条第 7 項 □法第 87 条の 3 第 6 項 □法第 87 条の 3 第 7 項	
	仮 設 建 築 物の概要	工事種別 □新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □その他 ( )	
		用途複数用途の場合はそれぞれ記入	
		建築面積 m²	
		延べ面積 m <sup>2</sup>	
		構造 造 一部 造	
		階数 地上 階/地階 階/高さ m 高さ	
7.	存続期間	□新規許可 □延長許可 年 月 日 から 年 月 日	
	仮設建築 物の経過	設置された日年月日許可された期間年月日から年月日延長許可された期間年月日から年月日延長許可された期間年月日から年月日	
9.	その他		

## (参考) 仮設建築物の緩和条文一覧

法第85条第1項・法第87条の3第1項に該当する仮設建築物	
緩和される規定	備考欄
建築基準法令の規定は、適用しない。	

法第85条第2項に該当する仮設建築物			
緩和される規定			
法	令 (建築物の高さが 60 メートル以下		
	のものに限る。)		
□法第6条から第7条の6	□令第 22 条		
□法第12条第1項から第4項	□令第 28 条		
□法第 15 条	□令第 29 条		
□法第 18 条(第 25 項を除く。)	□令第 30 条		
□法第 19 条	□令第 37 条		
□法第 21 条	□令第 41 条		
□法第 22 条	□令第 42 条		
□法第 23 条	□令第 43 条		
□法第 26 条	□令第 46 条		
□法第 31 条	□令第 48 条		
□法第 33 条	□令第 49 条		
□法第 34 条第 2 項	□令第 67 条		
□法第 35 条	□令第 70 条		
□法第 36 条(法第 19 条、法第 21 条、	□第3章第8節		
法第 26 条、法第 31 条、法第 33 条、	□令第 112 条		
法第34条第2項および法第35条に	□令第 114 条		
係る部分に限る。)	□令第5章		
□法第 37 条	□令第5章の2		
□法第 39 条	□令第 129 条の 2 の 3(屋上から突出		
□法第 40 条	する水槽、煙突その他これらに類す		
□第3章	るものに係る部分に限る。)		
ただし、防火地域または準防火地域内にある延べ	□令第 129 条の 13 の 2		
面積が50平方メートルを超えるものについては、	□令第 129 条の 13 の 3		
第62条の規定の適用があるものとする。			

- ※法第20条(構造耐力)は緩和されていません。
- ※基礎および鉄骨柱脚にかかる規定は、告示に一部緩和規定があります。

(平成 12年5月23日建設省告示第1347号、平成12年5月31日建設省告示第1456号)

- ※当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支 障がないことをわかる資料が必要になります。
- ※他法令の緩和規定については、各法令を確認してください。

(参考) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る規定は適用除外となります。

法第85条第6項・第7項に該当する仮設建築物			
緩和される規定		備考欄	
法	令 (建築物の高さが 60 メートル以下 のものに限る。)		
□法第 12 条第 1 項から第 4 項 □法第 21 条 □法第 22 条 □法第 23 条 □法第 24 条 □法第 25 条 □法第 26 条 □法第 27 条 □法第 31 条 □法第 34 条第 2 項 □法第 35 条の 2	□令第 22 条 □令第 28 条 □令第 29 条 □令第 30 条 □令第 37 条 □令第 46 条 □令第 49 条 □令第 67 条 □令第 70 条 □第 3 章第 8 節 □令第 112 条		
□法第 35 条の 3 □法第 37 条 □第 3 章	□令第 114 条 □令第 5 章の 2 □令第 129 条の 2 の 3 (屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。) □令第 129 条の 13 の 2 □令第 129 条の 13 の 3		

- ※法第20条(構造耐力)は緩和されていません。
- ※基礎および鉄骨柱脚にかかる規定は、告示に一部緩和規定があります。

(平成 12 年 5 月 23 日建設省告示第 1347 号、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1456 号)

- ※当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支 障がないことをわかる資料が必要になります。
- ※他法令の緩和規定については、各法令を確認してください。

(参考) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る規定は適用除外となります。

法第87条の3第2項に該当する仮設建築物			
緩和され	 1る規定	備考欄	
法	令(建築物の高さが60メートル以下		
	のものに限る。)		
□法第12条第1項から第4項	□令第 22 条		
□法第 21 条	□令第 28 条		
□法第 22 条	□令第 29 条		
□法第 26 条	□令第 30 条		
□法第 30 条	□令第 41 条		
□法第 34 条第 2 項	□令第 42 条		
□法第 35 条	□令第 43 条		
□法第 36 条 (法第 21 条、法第 26 条、	□令第 46 条		
法第34条第2項および法第35条に	□令第 49 条		
係る部分に限る。)	□令第 112 条		
□法第 39 条	□令第 114 条		
□法第 40 条	□第5章		
□第3章	□第5章の2		
□法第87条第1項および第2項	□令第 129 条の 13 の 2		
	□令第 129 条の 13 の 3		

※当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支 障がないことをわかる資料が必要になります。

法第87条の3第6項・第7項に該当する仮設建築物			
緩和される規定			
法	令 (建築物の高さが 60 メートル以下 のものに限る。)		
□第 12 条第 1 項から第 4 項 □第 21 条	□令第 22 条 □令第 28 条		
□第 22 条 □第 24 条	□令第 29 条 □令第 30 条		
□第 26 条 □第 27 条	□令第 46 条 □令第 49 条		
□第 34 条第 2 項 □第 35 条の 2	□令第 112 条 □令第 114 条		
□第 35 条の 3 □第 3 章	□第5章の2 □令第129条の13の2		
□第 87 条第 2 項	□令第 129 条の 13 の 3		

※法第20条(構造耐力)は緩和されていません。

※当該許可により適用しない規定がある場合、代替措置により安全上、防火上及び衛生上支 障がないことをわかる資料が必要になります。

<sup>※</sup>法第20条(構造耐力)は緩和されていません。